

議第四十九号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一八の表四の項第二号を次のように改める。

2 実技試験		イ 特級		
	ロ 一級、基礎級及び単一等級	和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図（以下この項において「和裁等」という。）	一人につき	一八、二〇〇
	機械検査及び婦人子供服製造（以下この項において「機械検査等」という。）		一人につき	一五、二〇〇
	その他の職種		一人につき	一八、二〇〇

			ハ 二級
			和裁等
その他の職種	機械検査等	一人につき	一人につき
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
<p>一八、二〇〇円。ただし、実施年度初日において二十五歳未満の者（在留資格者を除く。）のうち、県内在校生又は県内在職者にあつては、一三、七〇〇円</p>	<p>一五、二〇〇円。ただし、実施年度初日において二十五歳未満の者（在留資格者を除く。）のうち、県内在校生又は県内在職者にあつては、一〇、七〇〇円</p>	<p>一三、三〇〇円。ただし、実技試験の実施日の属する年度の四月一日（以下この項において「実施年度初日」という。）において二十五歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄に掲げる在留資格をもつて在留する者（以下この項において「在留資格者」という。）を除く。）のうち、県内在校生又は県内在職者にあつては、八、八〇〇円</p>	<p>一三、三〇〇円。ただし、実技試験の実施日の属する年度の四月一日（以下この項において「実施年度初日」という。）において二十五歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄に掲げる在留資格をもつて在留する者（以下この項において「在留資格者」という。）を除く。）のうち、県内在校生又は県内在職者にあつては、八、八〇〇円</p>

<p>二 三級（在校生が受検する場合を除く。）</p>	<p>和裁等</p>	<p>一人につき</p>	<p>一三、三〇〇円。ただし、実施年度初日において二十三歳未満の者（在留資格者を除く。）のうち、在職者にあつては四、三〇〇円、在職者以外の者にあつては八、八〇〇円</p>
<p>ホ 三級（在校生が受検する場合に限る。）</p>	<p>和裁等</p>	<p>一人につき</p>	<p>八、九〇〇円。ただし、実施年度初日において二十三歳未満の者（在留資格者を除く。）にあつては、四、四〇〇円</p>
<p>機械検査等</p>	<p>その他の職種</p>	<p>一人につき</p>	<p>一八、二〇〇円。ただし、実施年度初日において二十三歳未満の者（在留資格者を除く。）のうち、在職者にあつては六、二〇〇円、在職者以外の者にあつては一〇、七〇〇円</p>

	機械検査等	一人につき	一〇、一〇〇円。ただし、実施年度初日において二十三歳未満の者（在留資格者を除く。）にあつては、五、六〇〇円
その他の職種	一人につき	一二、一〇〇円。ただし、実施年度初日において二十三歳未満の者（在留資格者を除く。）にあつては、七、六〇〇円	

別表第一八の表備考に次の一号を加える。

四 この表において「県内在職者」とは、在職者のうち、実技試験の受検の申請をする日において次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 県内に住所を有する者
- ロ 県内に所在する事業所において雇用されている者
- ハ イ及びロに掲げる者のほか、知事が認める者

別表第二十二の表七の項第十三号ロ中「非接触式表面性状測定」を「共焦点顕微鏡測定」に、「二、九六〇」を「三、八五〇」に改め、同項第十四号中「真円度」を「円の形状偏差（真円度）」に、「一、五六〇」を「一、九一〇」に改め、同項中

21	マイクロエックス線CT	一件につき 一九、五八〇
22	微小押込み硬さ試験	を
23	スクラッチ試験	

一件につき	一九、五八〇
-------	--------

	一件につき		
一件につき		五、四八〇	
		三、八八〇	

に改め、同表八の項中第十二号を

削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 説 明

微小押込み硬さ試験に係る機械・金属試験手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。

